

## キルギス

### 特許法

2002年7月25日キルギス共和国法律No. 130及び2003年2月27日法律No. 46により改正された1998年1月14日法律No. 8

#### 目次

#### 第I章 総則

- 第1条 特許法によって規定される関係
- 第2条 工業所有権分野におけるキルギス共和国の権限ある国家機関
- 第3条 工業所有権の主題の法的保護
- 第4条 特許の有効期間

#### 第II章 工業所有権の主題の特許性の条件

- 第5条 発明の特許性の条件
- 第6条 実用新案の特許性の条件
- 第7条 意匠の特許性の条件

#### 第III章 法律の主題

- 第8条 工業所有権の主題の創作者
- 第9条 特許所有者
- 第10条 報酬に対する創作者の権利

#### 第IV章 工業所有権の主題に対する排他権

- 第11条 特許所有者の権利
- 第12条 特許所有者の義務及び強制ライセンス
- 第13条 特許所有者の排他権の侵害とみなされない行為
- 第14条 先使用権及び仮の法的保護
- 第15条 工業所有権の主題を実施する権利の付与
- 第16条 特許侵害

#### 第V章 特許の取得

- 第17条 特許付与の出願
- 第18条 発明特許付与の出願
- 第19条 実用新案特許付与の出願
- 第20条 意匠特許付与の出願
- 第21条 工業所有権の主題の優先権
- 第22条 出願人の自発的な出願書類の補正
- 第23条 発明出願の審査
- 第23-1条 発明出願の方式審査
- 第23-2条 発明出願の予備審査
- 第24条 発明出願の実体審査

- 第 25 条 実用新案出願の審査
- 第 26 条 出願の変更
- 第 27 条 意匠出願の審査
- 第 28 条 工業所有権の主題の登録, 特許付与に関する情報の公告及び特許付与
- 第 29 条 工業所有権の主題の登録に関する情報の公告(削除)
- 第 30 条 特許付与(削除)

- 第 VI 章 特許有効性の終了
- 第 31 条 特許に対する紛争
- 第 32 条 特許の失効及び終了

- 第 VII 章 創作者及び特許所有者の権利及び特権
- 第 33 条 創作者の権利及び特権
- 第 34 条 工業所有権の主題の創造及び活用のための国家奨励策

- 第 VIII 章 特許所有者及び創作者の権利の保護
- 第 35 条 紛争の裁判所における審理
- 第 36 条 創作者の権利の侵害の責任

- 第 IX 章 最終規定
- 第 37 条 特許手数料
- 第 38 条 工業所有権の主題の外国における特許取得
- 第 39 条 外国の自然人及び法人の権利
- 第 40 条 国際協定
- 第 41 条 経過規定
- 第 42 条 特許法の施行

## 第 I 章 総則

### 第 1 条 特許法によって規定される関係

本法は、発明、実用新案及び意匠(以下「工業所有権の主題」という)の創造、法的保護及び実施に関連して、キルギス共和国領域において生じる経済的関係及びそれに関する人的非経済的関係を規定する。

### 第 2 条 工業所有権分野におけるキルギス共和国の権限ある国家機関

本法に従って、工業所有権分野におけるキルギス共和国の国家機関(以下「キルギス特許庁」という)は、工業所有権の主題の審査の出願を受理し、審査、国家登録を行い、特許を付与し、工業所有権の主題の公認事項を公告し、本法の適用に関する説明を交付し、かつ、キルギス共和国政府によって承認されたそれに関する規則に従ってその他の機能を果たす。

キルギス特許庁は、国家特許の蓄積を管理し、その収容データ及び複合データを国際機関及び外国特許庁に取得及び交換を通じて提供する。

工業所有権の主題への法的保護の提供に関するキルギス特許庁の活動を改善するために、キルギス特許庁の下に審判委員会が設けられ、これはその管轄下の工業所有権の主題に関して生じる紛争の審理のための強制的第 1 機関である。審判委員会による異論の審理についての体制は、キルギス特許庁によって設定されるものとする。

キルギス特許庁の活動の財源は、共和国財政資金、特許手数料、キルギス特許庁提供の役務及び資料への支払並びにその他の予算外財源とする。

### 第 3 条 工業所有権の主題の法的保護

工業所有権の主題に対する権利は、本法によって保護され特許によって確認されるものとし、特許は、この工業所有権の主題についての優先権、創作者権及び特許所有者の排他権を証明する。

特許によって発明及び実用新案に与えられる法的保護の範囲は、その定型文(クレーム)によって決定され、また意匠についての特許のそれ(法的保護の範囲)は、物品(模型)の図に示された本質的特徴及び列挙された本質的特徴の全体によって決定される。

国家によって秘密と認められた工業所有権の主題の法的保護は、キルギス共和国の法律によって規定される。

### 第 4 条 特許の有効期間

発明特許は、キルギス特許庁への出願日から 20 年間有効とする。所有者の請求によって、キルギス特許庁は、医薬品に関する発明特許の有効期間を 5 年を超えない期間で延長することができる。

実用新案特許は、キルギス特許庁への出願日から 5 年間有効とする。所有者の請求によって、キルギス特許庁は、実用新案発明の特許の有効期間を 3 年を超えない期間で延長することができる。

意匠特許は、キルギス特許庁への出願日から 10 年間有効とする。特許所有者の請求によって、キルギス特許庁は、意匠特許の有効期間を 5 年を超えない期間で延長することができる。

## 第 II 章 工業所有権の主題の特許性の条件

### 第 5 条 発明の特許性の条件

発明としてクレームされる主題は、新規性があり、進歩性があり、また産業上の利用可能性がある場合は、法的保護を享受するものとする。

発明は、技術水準から見て既知でない場合は、新規性があるものとみなされる。

発明は、技術水準から自明でない場合は、進歩性を有するものとみなされる。

技術水準は、発明の優先日前に世界において公衆の利用に供された情報を含むものとする。

発明の新規性を確定する場合において、技術水準に関する情報は、先の優先権をもってキルギス特許庁になされた他人の取り下げられていない出願、並びにキルギス共和国において特許された発明及び実用新案を含むものとする。

発明は、工業、農業、公衆衛生事業及びその他の公共経済分野において実施することができる場合は、産業上の利用可能性があるものとみなされる。

情報の公開は、出願人、創作者又はその者から直接その情報を取得した他人によってなされたものであって、それに基づいて発明の実体に関する情報が出願日（又は優先日が請求されている場合は優先日）前の 12 月以内に公衆に公開となった場合は、特許性に影響を及ぼすものとみなされない。この事実の証明責任は、出願人が負う。

発明の主題は、装置、方法、物の組成、微生物の株、動植物の細胞、並びに先に知られた装置、方法、物の組成及び株についての新しい目的のための応用、又は技術技能の分野におけるその他の新たな成果とすることができる。

次のものは、発明とみなされない。

- (1) 科学の理論及び数学の方法
- (2) 組織化の方法及び経済の運営
- (3) 標識、予定表及び規則
- (4) 精神活動の実行方法
- (5) アルゴリズム及びコンピュータ・プログラム自体
- (6) 設計された構築物、建物及び領域の図面及び企画
- (7) 美的必要の満足を目的とする物品の外観のみに関する決定
- (8) 集積回路の回路配置
- (9) 動植物の品種
- (10) 公益、人の道徳律に反し環境に有害な決定

第 9 段落 (5)、(8) 及び (9) に列挙された主題は、別の法律によって保護される。

発明におけるアルゴリズム及びソフトウェアプログラムの存在は、それが発明の一部とみなされる場合は、発明の特許性に影響を与える事実とはみなされない。

### 第 6 条 実用新案の特許性の条件

考案は、実用新案に関係しなければならない。

実用新案としてクレームされる主題は、新規性があり産業上の利用可能性がある場合は、法的保護を付与される。

実用新案は、その著しい特徴の全体が技術水準から見て既知でない場合は、新規性があるものとみなされる。

技術水準に関する情報は、クレームされた実用新案と同じ目的で設計された手段に関して公開された事項であって実用新案出願の優先日前に公衆の利用に供されたもの、キルギス共和国におけるその手段の実施に関する事項、キルギス共和国において他人によって先になされた発明及び実用新案の取り下げられていない出願、並びにキルギス共和国において特許された発明及び実用新案を含む。

実用新案に関する情報の開示は、出願人又はその者からその情報を直接又は間接的に取得した他人によってなされ、それに基づいて実用新案の実体に関する情報が出願日(又は優先日が請求されている場合は優先日)前の6月以内に公知となった場合は、実用新案の新規性に影響を与えるものとみなされない。その事実の証明責任は、出願人が負う。

実用新案は、実用になる場合に産業上の利用可能性があるものとする。

第5条第9段落にいう主題は、実用新案として保護されない。

## 第7条 意匠の特許性の条件

意匠は、物品の審美的かつ構造的具象化であって、その外観を決定するものでなければならない。そこでの「物品」の用語は、工業製品又は手製製品を意味する。

意匠としてクレームされた主題は、新規性があり独自性を有する場合は法的保護を付与される。

意匠は、物品(模型)の図及び本質的特徴の一覧において示された本質的特徴の全体が、意匠の優先日前に公衆の利用に供された情報から見て既知でない場合は、新規性があるものとみなされる。

意匠の新規性の確定にあたり、キルギス共和国において他人によって先になされ取り下げられていない意匠出願のすべて及びキルギス共和国において特許された意匠が考慮に入れられる。

意匠は、その本質的特徴が物品の特異性の創造的特徴を決定する場合は、独自性を有するとみなされる。

物品の外観の審美的及び／又は人間工学的特異性、その様式及び形態、装飾及び色彩の組合せを決定する特徴は、意匠の本質的特徴とみなされる。

意匠に関して公衆の利用に供された情報の開示は、その開示が、出願人、創作者又はその者からその情報を取得した他人によってなされ、それに基づいて意匠の実体に関する情報が出願日(又は優先日が請求されている場合は優先日)前の6月以内に公知となった場合は、その意匠の特許性に影響を及ぼすものとはみなされない。この事実の証明責任は、出願人が負う。

次のものは、意匠とみなされない。

- (1) 物品の技術的機能のみによって条件付けられる決定
- (2) 建築単位(小規模建築様式を除く)、工業的、水力技術及びその他の定常の構築物
- (3) 印刷物自体
- (4) 液体、ガス、ばらの物質等の不安定な形状の物体
- (5) 公益、人の道徳律に反する物品

## 第 III 章 法律の主題

### 第 8 条 工業所有権の主題の創作者

自然人であって、その者の創造的労働によって仕事をする者は、工業所有権の主題の創作者とみなされる。

複数の自然人が工業所有権の主題の創造に参加した場合は、その全員が創作者として認められる。創作者に帰属する権利を使用する順序は、創作者間の合意によって決定される。

工業所有権の主題の創造において人的な貢献をせず、創作者に技術的、組織的又は物質的援助のみを提供した又はその援助についての権利の構成及びその使用に限り助力した自然人は、創作者として認められない。

創作者の権利は、不可分の人格権であり無期限に保護される。

### 第 9 条 特許所有者

特許を取得する権利は、次の者に帰属する。

- (1) 工業所有権の主題の創作者
- (2) 第 2 段落に規定の事案における使用者
- (3) その承継人。これには譲渡命令において該当する権利を取得した者を含む。

職務又は使用者の特定課題の履行のために従業者によって創造された工業所有権の主題についての特許を取得する権利は、使用者と従業者の間の契約によって別段の定がある場合を除き、使用者に帰属する。

創造された工業所有権の主題に関して、創作者による通知後 4 月以内に、使用者がキルギス特許庁に出願せず、特許を取得する権利を他人に再譲渡せず、工業所有権の主題が秘密扱いである旨を創作者に知らせない場合は、特許を取得する権利は、創作者に移転される。この場合は、使用者は、契約に基づいて決定される特許所有者への補償を支払って自分の生産において工業所有権の主題を実施する権利を有する。

使用者の経験、材料、技術その他の手段の利用によるものであるが、従業者による職務又は使用者の具体的な課題の遂行と関連しないで従業者によって創造された工業所有権の主題についての特許を取得する権利は、従業者と使用者の間の契約において別段の定がある場合を除き、従業者に帰属する。この場合は、使用者は、契約に基づいて決定される特許所有者への補償を支払って自分の生産において工業所有権の主題を実施する権利を有する。

### 第 10 条 報酬に対する創作者の権利

特許を取得する権利を有さない創作者は、使用者と従業者の間の契約に基づいて決定される金額及び条件で支払われる使用者からの報酬を得る権利を有する。

報酬又は補償の支払額及び方法に関して当事者の間で合意に至らない場合は、紛争は裁判所によって審理される。

合意に定める報酬又は補償が適時に支払われない場合は、その有責の使用者は、キルギス共和国の法律に従って責任を負う。

従業者による工業所有権の主題の創造に関連して生じる他の関係は、職務発明、実用新案及び意匠に関するキルギス共和国の法律によって規定される。

## 第 IV 章 工業所有権の主題に対する排他権

### 第 11 条 特許所有者の権利

特許所有者は、特許によって保護された工業所有権の主題についての排他権を有する。これには、当該主題の他人による実施を禁止する権利を含む。ただし、当該実施が本法に従って特許所有者の特許の排他権を侵害しない場合を除く。

保護された工業所有権の主題に対する排他権は、キルギス特許庁が発行する公報における特許交付に関する情報の公告日から生じる。

その特許が複数の者に帰属する工業所有権の主題の実施に関する関係は、当事者間の合意によって決定される。この合意がない場合は、各自が自身の裁量で保護された主題を実施することができるが、他の所有者の同意なくそれについての排他的ライセンスを付与する又は特許を他人に譲渡する権利は有さない。

排他的ライセンスの付与又は特許の譲渡に関する合意が特許所有者間で成立しない場合は、工業所有権の主題に対する権利の分割を裁判所で決定することができる。

特許によって保護された工業所有権の主題を含む製品の製造、利用、輸入、販売申出、販売及び他の経済的転用への導入又はその目的のための保管並びに発明特許によって保護された方法の実施は、工業所有権の主題の実施とみなされる。

製品は、それが定型文の独自性部分において列挙された発明及び実用新案のすべての特徴又はそれと同等な特徴であって実施開始日での当該技術分野においてそのように知られているものを含む場合は、発明及び実用新案の特許によって保護される発明を含むものとみなされる。発明特許によって保護される方法は、定型文の独自性部分において列挙された発明のすべての特徴又はそれと同等な特徴であって実施開始日での当該技術分野においてそのように知られているものが利用されている場合は、利用されているとみなされる。

製品は、物品(模型)の図及び本質的特徴の一覧において示されたすべての本質的特徴を含む場合は、特許によって保護された意匠を含むものとみなされる。

特許によって保護された方法の実施は、その役割に従って、その稼働又は実施により当該方法が自動的に提供されることとなる装置と同じ目的を有する経済的転用への導入又は保管ともみなされる。

特許によって保護された商品の製造方法の実施は、当該方法によって直接生産された商品と同じ目的を有する経済的転用への導入又は保管ともみなされる。この条件に基づいて、新製品は、反証がなければ、特許された方法によって製造されたものとみなされる。

製品の実験的意匠の製造、実験的試験又は試験は、工業所有権の主題の実施とはみなされない。

特許所有者は、取得した特許を自然人又は法人に譲渡することができる。特許譲渡の契約は、キルギス特許庁に登録され、キルギス特許庁の公報に公告される。登録のない契約は無効とする。

特許及びそれを取得する権利は、相続することができる。

### 第 12 条 特許所有者の義務及び強制ライセンス

工業所有権の主題が、特許付与日から 3 年以内に、特許所有者又はその権利の移転を受けた者によって実施されておらず又は不十分な実施であって、それが商品及びサービス市場にお

ける該当する商品又はサービスの供給を不十分なものに行っている場合は、工業所有権の特許の実施を望みその用意のある者は、慣例の条件でのその者とのライセンス許諾契約の締結を特許所有者が拒絶する場合は、当該主題の実施についての強制ライセンスの付与を求めて裁判所に提訴することができる。

特許所有者が工業所有権の主題の不実施又は不十分な実施が正当な理由によるものであることを証明することができない場合は、裁判所は、実施の範囲、金額、期限及び支払手続を指定する当該ライセンスを付与する。支払額は、通例に従って定めるライセンス対価を下回ることはできない。

特許所有者は、他の発明又は実用新案の特許所有者の権利を侵害せずに発明を実施することができない場合であって、当該他の特許所有者が慣例に従う条件に基づくライセンス許諾契約の締結を拒絶した場合は、発明又は実用新案実施の強制ライセンスを付与するよう裁判所へ申し立てる権利を有する。その場合は、その者の発明が、当該他人にその特許が帰属する発明又は実用新案に関して著しい経済的価値のある重要な技術的成果をもたらすことが条件である。

当該ライセンスが付与される場合は、裁判所は、当該他人にその特許が帰属する発明又は実用新案の実施について、強制ライセンスの付与を求める者が特許発明を実施する上で必要となる範囲並びに金額、期間及び支払方法における限度を確定しなければならない。支払額は、慣例に従って定めるライセンス対価以上で設定しなければならない。

緊急時(天災、大災害、大事故)において、かつ国家安全保障のために、キルギス共和国政府は、特許所有者に適用される補償支払を伴う強制ライセンスの付与の権利を有する。この場合は、特許された工業所有権の主題の実施の量及び時期は、それが認められた目的によって制限される。この実施によって生じる紛争は、裁判所によって決定される。

強制ライセンスは、常に非排他的ライセンスとし、他人に再譲渡することはできない。

### **第 13 条 特許所有者の排他権の侵害とみなされない行為**

次のものは、特許所有者の排他権の侵害とみなされない。

(1) 外国籍の輸送手段(航海、河川、航空、陸上及び宇宙)の構造又は機能における特許によって保護された工業所有権の主題を含む手段の適用であって、その輸送手段がキルギス共和国領域に一時的又は偶発的に滞在し、その輸送手段の必要のために使用されることを条件としてのもの。当該行為は、その輸送手段がキルギス共和国の輸送手段の所有者に同一の権利を与える国の自然人又は法人に属する場合は、特許所有者の排他権の侵害とみなされない。

(2) 工業所有権の主題を含む物品をもって科学研究又は実験を行うこと

(3) 緊急時(自然災害、大災害、大事故)における当該手段の適用。これには特許所有者に事後的に相応の補償を伴う。

(4) 特許によって保護された工業所有権の主題を含む手段の適用であって、当該手段が特許所有者によって供与された権利に順じて適法に経済的転用に導入される場合のもの。この場合は、特許された工業所有権の主題を含む又は特許された方法の実施によって製造された手段を特許所有者の許可に基づいて取得する者は、再許可を得ることなく、この手段を実施又は処分する権利を有するが、ただし、別段の定がある場合はこの限りでない。



## 第14条 先使用权及び仮の法的保護

工業所有権の主題の優先日前に、創作者に関係なく、工業所有権の主題に類似した解決策をキルギス共和国の領域において創作し使用した又はそのための必要な準備をした自然人又は法人は、その使用の範囲を拡張することなく無料でそれを使用する権利を保持する。

先使用权は、他の自然人又は法人に譲渡することができるが、同一の解決策が実施された又はその目的のために必要な準備がなされた生産施設を伴わなければならない。

出願に関する情報の公開日から特許交付に関する情報の公告日まで、クレームされた発明は、公開された定型文の範囲で仮の法的保護を付与されるが、この範囲は交付された特許に含まれる定型文により決定される範囲を超えないものとする。

仮の法的保護は、出願が取り下げられた又は取下とみなされた場合又は特許交付における拒絶に関する決定がなされて不服申立の可能性が消滅した場合は、考慮されない。

クレームされた発明を仮の法的保護期間内に実施する自然人又は法人は、適正な金銭的補償を特許取得後の特許所有者に支払わなければならない。この補償の規模は、当事者間での合意によって決定される。

第5段落の規定は、当該工業所有権の主題を含む手段の工業所有権の保護に関するパリ条約加盟国領域において開催された公式又は公認の国際博覧会における展示日以後からの当該工業所有権の主題にも適用する。ただし、特許付与の出願が当該日以後6月以内にキルギス特許庁になされた場合に限る。

優先日以後であるが発明特許付与の出願に関する情報及び実用新案又は意匠の登録に関する情報の公開日前に工業所有権の主題の実施を開始する者は、出願人の請求があるときは、その後の実施を止めなければならない。

ただし、当該人は、当該人実施の結果生じた損害賠償金を出願人に支払う必要はない。第7段落に規定の出願人の請求に応じることができない場合は、侵害人は、キルギス共和国の法律に従って特許所有者の権利侵害の責を負う。

## 第15条 工業所有権の主題を実施する権利の付与

特許所有者でない何人も、ライセンス許諾契約を基礎として特許所有者の許可がある場合に限り、保護証書によって保護された工業所有権の主題を実施する権利を有する。

ライセンス許諾契約に従って、特許所有者(実施許諾者)は、契約に規定された範囲内で保護された主題を実施する権利を相手(実施権者)に与える義務を負い、後者は、契約に規定された支払を実施許諾者にすること及び契約に規定された他の行為を実行する義務を負う。

排他的ライセンスの場合は、実施権者は、契約に規定された限度内で工業所有権の主題を実施する排他権を与えられ、実施権者に移転されていない部分については、実施許諾者と共に工業所有権の主題を実施する権利を保持する。

非排他的ライセンスの場合は、実施許諾者は、工業所有権の主題を実施する権利を実施権者に付与する一方、ライセンスを第三者に移転する権利を含め特許から生じるすべての権利を保持する。

ライセンスには、実施許諾者と実施権者の間の相互の合意に基づいて本条に示すものとは異なる規定を含めることができる。

ライセンス契約は、キルギス特許庁への登録を条件とし、その登録がないものは効力を有さない。ライセンス契約は、キルギス特許庁への登録日から有効とし、キルギス特許庁の公報

に公告される。

特許所有者は、工業所有権の主題を実施する権利を契約に定める条件で何人にも付与する旨（オープンライセンス）をキルギス特許庁に申請することができる。この場合は、特許有効性の維持手数料は、当該申請情報のキルギス特許庁による公告の翌年から 50%割引される。オープンライセンスに対する権利の付与に関する特許所有者の申請は、取り下げることができない。

契約締結の拒絶及び契約条件に関する紛争は、裁判所で審理する。

## 第 16 条 特許侵害

特許によって保護された工業所有権の主題の本法に定める条件を守らない実施は、特許侵害とみなされる。

特許所有者は、次のことを求める権利を有する。

- － 特許侵害の停止
- － 特許侵害人による、逸失利益を含む損失の補償及び道徳的被害の補償
- － 損失の補償に代えて、特許侵害人が受け取った収入の強制取立
- － 損失の補償又は収入の強制取立に代えて、裁判所の裁量で決められるキルギス共和国の法定最低賃金の 10 倍から 5 万倍までの金額での侵害人による補償の支払
- － 私利のために経済的転用に導入され又はその目的のために保管され、特許侵害とみなされた製品及び特に特許侵害のために向けられた手段の没収
- － 当人の事業の名声を回復するための裁判所決定の公表

特許侵害人に対する請求は、別段の定がライセンス許諾契約にない場合は排他的ライセンスの所有者によってもすることができ、又はライセンス許諾契約に定がある場合は非排他的ライセンスの所有者によってもすることができる。

## 第V章 特許の取得

### 第17条 特許付与の出願

特許付与の出願は、第9条に従って特許を取得する権利を有する者(以下「出願人」という)によってキルギス特許庁に行うものとする。

特許付与の出願は、キルギス語又はロシア語でしなければならない。発明又は実用新案の定型文、意匠の本質的特徴の一覧、工業所有権の主題の名称、出願人及び特許所有者の名称は、キルギス語又はロシア語で提出しなければならない。出願の他の書類及び出願の審査中に提出される書類が他の言語である場合は、キルギス語又はロシア語翻訳文を添えなければならない。出願人は、キルギス語又はロシア語翻訳文をキルギス特許庁への出願日後3月以内に提出しなければならない。

前記の書類の提出期間が守られなかった場合は、出願人の申請によって、有効な理由の証明と相応の手数料の納付があった場合は、延長して回復することができる。

出願は、キルギス特許庁に登録された特許代理人を通してすることができる。キルギス共和国外に居住する自然人又は外国法人又はその特許代理人は、特許取得及び工業所有権の主題の保護に関する手続をキルギス特許庁に登録された特許代理人を通してしなければならない。ただし、出願日の確定に関する手続、手数料納付、先の出願の写しの提供(通常の優先権が求められる場合)、先に提出された出願の写しの提供、前記手続に関するキルギス特許庁の受領書及び通知の受取、特許維持手数料の納付については別とする。

特許代理人の権限は、その者の名称で特許が請求される者によって発行された委任状によって認証されなければならない。

キルギス特許庁は、その認証及び特許代理人登録についての方法を決定し、実行する。

### 第18条 発明特許付与の出願

発明特許付与の出願(以下「発明出願」という)は、1の発明又は発明の単一性の要件を満たす互いに緊密に連繋した一群の発明に関するものでなければならない。

発明出願は、次のものを含まなければならない。

- (1) 発明の創作者、その者の名称で特許が求められる者、その居住地又は本拠地の表示を伴う特許付与の願書
- (2) 当該技術の熟練者によって具体化するために発明を十分に開示する発明の明細書
- (3) 発明の実体を表現し、明細書に十分に基づく発明の定型文
- (4) 発明の主題又は実体の理解のために必要な場合の図面及び他の資料
- (5) 要約

発明出願は、定額の手数料の納付又は支払免除及びその金額割引の根拠を証明する書類を含まなければならない。当該書類は、出願時又は割増手数料の納付を条件として2月以内に提出することができる。

出願は、当該書類が定められた期間に提出されない場合は、取下とみなされる。

キルギス特許庁での出願日は、第21条第1段落の要件に従って優先権を確定するために必要な書類の受領日現在で定めるが、当該書類が同時に提出されない場合は、最後の提出書類受領日を出願日とする。

## 第 19 条 実用新案特許付与の出願

実用新案特許付与の出願(以下「実用新案出願」という)は、1 の実用新案又は実用新案の単一性の要件を満たす互いに緊密に連繋した一群の実用新案に関するものでなければならない。実用新案出願は、次のものを含まなければならない。

- (1) 実用新案の創作者、その者の名称で特許が求められる者、その居住地又は本拠地の表示を伴う特許付与の願書
- (2) 実用新案を具体化するために十分に開示する明細書
- (3) 明細書に十分に基づく実用新案の定型文
- (4) 実用新案の実体の理解に必要な場合の図面
- (5) 要約

実用新案出願は、定額の正規の手数料の納付又は支払免除及びその金額割引の根拠を証明する書類を含まなければならない。当該書類は、出願時又は割増手数料の納付を条件として 2 月以内に提出することができる。

出願は、当該書類が定められた期間に提出されない場合は、取下とみなされる。

キルギス特許庁での出願日は、第 21 条第 1 段落の要件に従って優先権を確定するために必要な書類の受領日現在で定めるが、当該書類が同時に提出されない場合は、最後の提出書類の受領日を出願日とする。

## 第 20 条 意匠特許付与の出願

意匠特許付与の出願(以下「意匠出願」という)は、1 の意匠又は意匠の単一性の要件を満たす互いに緊密に連繋した一群の意匠に関するものでなければならない。

意匠出願は、次のものを含まなければならない。

- (1) 意匠の創作者、その者の名称で特許が求められる者、その居住地又は本拠地の表示を伴う特許付与の願書
- (2) 物品の外観の全体と詳細を述べる物品(模型)の図一式
- (3) 意匠の実体の開示に必要な場合は、物品の外観全体、人間工学的図解、婦人服写像を示す図面
- (4) 意匠の説明書
- (5) 本質的特徴の一覧

意匠出願は、定額の正規の手数料の納付又は支払免除及びその金額割引の根拠を証明する書類を含まなければならない。当該書類は、出願時又は割増手数料の納付を条件として 2 月以内に提出することができる。

出願は、当該書類が定められた期間に提出されない場合は、取下とみなされる。

キルギス特許庁での出願日は、第 21 条第 1 段落の要件に従って優先権を確定するために必要な書類の受領日現在で定めるが、当該書類が同時に提出されない場合は、最後の提出書類の受領日を出願日とする。

キルギス特許庁は、出願書類についての他の要件も定める。

## 第 21 条 工業所有権の主題の優先権

発明及び実用新案の優先権は、キルギス特許庁での次のものを含む出願の提出日に基づいて確定される。

(1) 出願人を表示した発明及び実用新案の特許付与の願書

(2) 発明及び実用新案の明細書又は発明及び実用新案の明細書の部分。これにはクレームされた発明及び実用新案のすべての本質的特徴又は前記明細書の要素としての図面又は第6段落から第10段落までに規定の先になされた何らかの種類の出願への言及を含む。出願が前記の書類を含まない場合は、キルギス特許庁は本通知の受領日以後2月以内に当該書類を提出する必要があることを出願人に速やかに通知する。

意匠の優先権は、キルギス特許庁での次のものを含む出願の提出日に基づいて確定される。

(1) 出願人を表示した意匠の特許付与の願書

(2) 物品(模型)の図一式、意匠の本質的特徴の一覧。出願が必要書類を含まない場合は、キルギス特許庁は本通知の受領日以後2月以内に当該書類を提出する必要があることを出願人に速やかに通知する。

優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約加盟国における原出願の出願日から、12月の期間に発明又は実用新案の出願が、また、6月の期間に意匠出願がキルギス特許庁になされた場合は、その原出願日に基づいて確定することができる(条約優先権)。原出願の出願日は、この期間に算入しない。

出願人の不可抗力の事情で、条約優先権を主張する出願が期限内にすることはできない場合は、期間は延長することができるが、2月以内とする。

条約優先権の権利の使用を望む出願人は、キルギス特許庁に出願中又は出願日後2月の間にこれを表示し、原出願の写しを添付又はキルギス特許庁による出願の受領日後4月以内に提出しなければならない。

主張された解決策の主題を変更するものとみなされる理由で追加書類を受領することができない旨のキルギス特許庁からの通知の受領日後3月の期間の満了前に、それを独立した出願として出願人が作成し、出願した場合は、その提出日に基づいて優先権を確定することができる。

優先権を求める出願が、発明の先出願の出願日から12月以内に、また、実用新案及び意匠の先出願の出願日から6月以内になされた場合は、同一出願人の当該発明、実用新案及び意匠を開示する先出願のキルギス特許庁への提出日に基づいて優先権を確定することができる。先の出願は、取下とみなされる。

優先権は、複数の先出願のそれぞれについて定められた条件が守られることを前提として、それらの先出願を基礎として確定することができる。

優先権は、先の優先権が求められた出願の出願日に基づいては確定することができない。

選択された出願に関する工業所有権の主題の優先権は、当該工業所有権の主題を開示するキルギス特許庁への原出願の出願日に基づいて確定される。これは、選択された出願が、原出願についての特許付与を拒絶する決定がなされ、かつ不服申立の機会が消尽する前になされた場合、及び当該出願に対する特許付与の事案では国家登録簿への工業所有権の主題の登録日前になされた場合である。

同一の工業所有権の主題が同じ優先日を有することが審査中に確認された場合は、特許は、キルギス特許庁への先の郵送日が証明される出願に付与され、この日が同一日に重なる場合は、キルギス特許庁の先の登録番号を有する出願に付与される。

## 第 22 条 出願人の自発的な出願書類の補正

出願の受領日から 2 月間は、出願人は、工業所有権の主題の実体を変更することなく書類の補正と説明をする権利を有する。

当該補正及び説明は、工業所有権の主題の出願時及び前記期間の満了後には手数料納付を条件として、特許付与の決定以前に提出することができる。

## 第 23 条 発明出願の審査

キルギス特許庁は、出願の方式審査及び予備審査を行う。

出願と同時に又は出願日後 30 月以内にキルギス特許庁にすることができる出願人の請求により、出願の検討を実体審査付き又はなしですることができる。この請求が前記期間内になされない場合は、出願は取下とみなされる。

### 第 23-1 条 発明出願の方式審査

発明出願の 2 月以内の方式審査中、第 18 条に規定の必要書類の構成と正確さ及び法的保護が提供される主題とクレーム案の整合が点検される。

方式審査の完了後に、出願が法的保護が提供される主題と関係のない案についてなされると決定された場合は、特許付与の拒絶が決定される。

出願が登録及び編集要件に違反してなされた場合は、出願人は、請求通知を受領しその通知の受領日から 2 月以内に訂正した又は欠けている資料を提出するよう求められる。

出願人が、請求された書類又は有効期間の延長申請をしない場合は、出願は取下とみなされる。

出願が、方式審査要件のすべてを満たす場合は、出願が検討のために受理された旨の通知が出願人に送付される。

### 第 23-2 条 発明出願の予備審査

予備審査中に、キルギス特許庁は 10 月の期間内に、出願書類の内容の規定要件遵守、クレームされた発明の出願人が提出した出願資料の特許性標準の遵守、先の優先権を有する取り下げられていない出願、交付されたキルギス共和国の保護証書集、並びに公開公告されたユーラシア出願及び特許を点検し、発明の優先権を確定し、出願の発明の単一性要件の遵守を点検する。

出願人は、適正な手数料を納付して、発明出願の迅速な予備審査を請求することができる。キルギス特許庁への出願日以後又は優先権が求められる場合は優先日以後 12 月の期間満了前に、特許付与の決定がなされ又は特許が付与され、かつ、先の優先権の擁護に関して類似の申請がなされた場合は、特許付与の決定又は特許は取り消される。

予備審査中に発明人が、第 22 条に従って追加資料を提出した場合は、それがクレームされた発明の実体を変更しないことが点検される。

発明の定型文に含まれる筈と想定されるが出願の原資料に欠けていた特徴を含む場合の追加資料は、クレームされた発明の実体を変更するものとなる。クレームされた発明の実体を変更する部分の追加資料は、出願の検討中に考慮され、出願人によって独立した出願として登録することができる。

単一性要件に違反してなされた出願に関しては、出願人は、何れの案を検討すべきかを 2 月

以内に知らせ、かつ出願書類を明確にするよう求められる。

原出願の資料に含まれたその他の解決は、別個の出願として様式化することができる。

出願人が、発明の単一性の違反に関する通知の受領日から2月以内に、何れの案を検討すべきかを伝えず、また指定された書類を提出しない場合は、定型文に最初に記載された案が検討されるものとする。

予備審査中に、キルギス特許庁は、審査行為に必要な追加資料を出願人に請求することができる。審査に求められる追加資料は、請求の受領日以後2月の期間内に提出しなければならない。

出願人が求められた資料又は定められた期間の延長申請を前記の期間内に提出することができない場合は、出願は取下とみなされる。

肯定的な結果をもって予備審査を通った出願に関しては、予備特許を付与する決定がなされる。これは、出願人の責任において付与される。

実体審査を行うことの請求がある場合の若しくはその請求がない場合の予備審査の結果、又は出願の実体審査なしの特許付与の請求に従って、出願人は通知を受領する。

予備審査の結果、クレーム案が特許を受けることができない旨が確定された場合は、特許付与の拒絶の決定がなされなければならない。

出願人は、この決定に対し特許付与拒絶を受けた後2月以内に審判委員会に異論を提出することができる。審判委員会は、異論を受領日から2月以内に審理しなければならない。

出願人は、審判委員会の決定に同意することができない場合は、その受領日から6月以内に裁判所へ不服申立することができる。

出願日以後又は優先権が求められる場合は優先日以後18月の満了後、キルギス特許庁は、出願に関する情報を公報に公開する。ただし、出願が取り下げられた又は特許付与の若しくは拒絶の決定がなされた事案は除く。キルギス特許庁は、公開情報の一覧と完全性について決定する。

出願人の請求によって、適正な手数料の納付を条件として、キルギス特許庁は、出願に関する情報を出願日以後又は優先権が求められる場合は優先日以後18月までに公開することができる。

実体審査なしの特許付与の請求が予備審査の完了後になされた場合は、特許付与に関する決定は当該請求の受領日以後2月の期間内になされる。

## 第24条 発明出願の実体審査

キルギス特許庁は、請求日以後18月以内に出願の実体審査を行う。出願人は、第三者によって出された請求について通知を受ける。

実体審査中に、クレームされた発明の第5条に規定された特許性条件の遵守が審査される。出願の実体審査中に、キルギス特許庁は、それなくしては審査手続が可能とならない資料を提出するよう出願人に請求することができる。これには、発明の変更された定型文を含む。審査請求に関する追加書類は、請求の受領日後2月の間に発明の実体を変更することなく提出されなければならない。

第11段落及び第12段落に定める規定は、発明の実体を変更する部分において追加書類に及ぶ。

出願の科学技術的実体審査の結果、クレーム案が出願人が求める法的保護の範囲内で発明の

特許性要件を満たすことをキルギス特許庁が認める場合は、示唆され出願人と合意した発明の定型文を付した特許付与の決定がなされる。

クレーム案が出願人が求める法的保護の範囲内で特許性要件を満たさない場合は、特許付与拒絶の決定が出される。

出願人は、特許付与の拒絶決定に対してその受領日後3月の間に、審判委員会に異論を提出することができる。異論は、その受領日後4月の間に審判委員会によって審理されなければならない。

出願人は、審判委員会の決定に同意しない場合は、その受領日後6月以内に裁判所へ不服申立することができる。

出願人は、審査の決定又は調査報告書に示されたすべての資料を知る権利を有する。出願人が請求する特許資料の写しは、請求の受領日後1月の間にキルギス特許庁によって送付される。

第23-1条、第23-2条及び本条に規定の期間は、第23-2条第15段落及び本条第9段落に定める期間を除き、それが出願人によって超過された場合は、正当な理由の証明と手数料の納付があればキルギス特許庁が回復することができる。

期間回復の申請は、期間満了日から12月以内に出願人がすることができる。

出願人と第三者の両者は、それと比較して発明の特許性の評価をすることができる技術水準を決定するために、発明出願の情報調査に関する申請をすることができる。キルギス特許庁は、情報調査及び情報提供の方法を定める。

## **第25条 実用新案出願の審査**

実用新案出願の審査は、方式審査及び予備審査から成る。

実用新案出願の方式審査中、第23-1条の規定を準用する。

実用新案出願の予備審査中、第23-2条第1段落から第10段落まで及び第13段落から第15段落まで並びに第24条第13段落の規定を準用する。

実用新案出願が予備審査を通った場合は、実用新案特許の付与が決定される。

## **第26条 出願の変更**

発明出願の情報の公開前であり特許付与決定の受領日以前に、出願人は、該当する宣言の提出によって発明出願を実用新案出願へ変更する権利を有する。

出願の前記の変更の場合は、原出願の優先権は保持される。

## **第27条 意匠出願の審査**

キルギス特許庁は、意匠出願の方式審査及び予備審査を行う。

出願と同時に又は出願日以後12月以内に行うことができる出願人の請求に従って、出願の検討を実体審査付き又はなしで行うことができる。請求が当該期間内に提出されない場合は、出願は取下とみなされる。

意匠出願の方式審査中、第23-1条の規定を準用する。

出願の予備審査中に、キルギス特許庁は4月以内に、出願書類の内容の規定要件の遵守、クレームされた意匠の出願人が提供した出願資料の特許性条件の遵守、交付されたキルギス特許庁の保護証書集、先の優先権を有する取り下げられていない出願を点検し、出願意匠の単



一性要件の遵守を点検する。

意匠出願の予備審査中, 第 23-2 条第 3 段落から第 15 段落まで及び第 18 段落の規定を準用する。

出願人の又は第三者の請求に従って, キルギス特許庁は, 請求日以後 12 月以内に出願の実体審査を行う。出願人は, 第三者が行った請求について通知を受ける。

出願の実体審査中, 第 24 条第 2 段落から第 13 段落までの規定を準用する。

#### **第 28 条 工業所有権の主題の登録, 特許付与に関する情報の公告及び特許付与**

特許を付与する決定がなされた後, 登録及び特許付与の手数料が納付されることを条件として, キルギス特許庁は, キルギス共和国発明国家登録簿, キルギス共和国実用新案国家登録簿又はキルギス共和国意匠国家登録簿に発明, 実用新案又は意匠をそれぞれ登録する。

その者の名称で特許が求められる者が複数の場合は, 1 特許のみがそれらの者に付与される。登録及び特許付与の手数料の納付を証明する書類は, 特許を付与する決定を出願人が受領する日から 2 月以内に, 又は割増手数料の納付を条件として 2 月の期間の満了日後 3 月以内に, 提供される。

登録及び特許付与の手数料の納付を証明する書類が定められた方法で提供されない場合は, 工業所有権の主題の登録, 特許の公告及び付与は行われず, 出願は取下とみなされる。

キルギス特許庁は, 公報に公告される情報の一覧及び完全性を決定する。

特許付与に関する情報の公告後, 何人も出願資料を閲覧できる権利を有する。

キルギス特許庁は, 特許証様式及び提供される情報の構成を決定する。

明らかな誤記が見付かった場合は, 特許所有者及び創作者の請求によって, キルギス特許庁は手数料の納付なしに付与された特許証への該当する訂正を行う。

#### **第 29 条 工業所有権の主題の登録に関する情報の公告**

(2003 年 2 月 27 日キルギス共和国法律 No. 46 に従って削除)

#### **第 30 条 特許付与**

(2003 年 2 月 27 日キルギス共和国法律 No. 46 に従って削除)

## 第 VI 章 特許有効性の終了

### 第 31 条 特許に対する紛争

特許は、その全有効期間内において、次の場合はその付与に対する異論を理由として、全体的又は部分的に無効とみなすことができる。

- (1) 保護された決定が、本法に規定された特許性要件を満たさない場合
- (2) 発明、実用新案の定型文又は意匠の本質的特徴の一覧が、出願の原書類に見当たらない特徴を含む場合
- (3) 創作者又はその所有者が特許に不正確に表示されている場合

異論を提出した者は、その理由を述べ、手数料の納付の証明書を提出しなければならない。

(1)及び(2)の理由による特許付与に対する異論は、その受領日後6月以内に審判委員会によって審理されなければならない。特許所有者は、その異論について知らされなければならない。

異論を提出した者及び特許所有者は、その審理に参加することができる。その場合は、審判委員会は、特許付与に対する異論に含まれた理由を越えてはならない。

出願人が特許付与に対する異論に関する審判委員会の決定に同意しない場合は、何れの当事者も、決定がなされた日から6月以内に裁判所に不服申立をすることができる。

### 第 32 条 特許の失効及び終了

特許は、審判委員会の決定又は裁判所決定の発効を理由として全体的又は部分的に失効する。特許の有効期間は、次の場合に終了する。

- (1) 本法に規定された特許の有効期間が満了した場合
- (2) 特許を裏付ける手数料が定められた期間に納付されない場合
- (3) 辞退が第三者の利益に反さない場合に、特許所有者によってキルギス特許庁に提出された宣言に基づいて。ただし、特許所有者の宣言を理由とした特許有効性の期限前の終了に関する情報の公告日以後に終了する。

キルギス特許庁は、特許の期限前の終了に関する情報を公報に公告する。

## 第 VII 章 創作者及び特許所有者の権利及び特権

### 第 33 条 創作者の権利及び特権

創作者は、出願審査の何れの段階でも自己の名称又は工業所有権の主題に対する特定の権原を譲渡する権利を有する。

極めて重要な若しくは最も広く実施されている発明の創作者は、「キルギス共和国名誉発明者」の称号を付与されることがある。

### 第 34 条 工業所有権の主題の創造及び活用のための国家奨励策

科学技術の発展を刺激し、キルギス共和国の知的潜在力を強化し、技術的芸術的創造の発展を促進し、工業所有権の主題を創造し活用するために、キルギス共和国の国家知的所有権基金(以下「国家基金」という)をキルギス特許庁の下に設ける。

国家を代表する国家基金は、特許された工業所有権の主題を将来実施して国家の利益のために使用するため、当該主題の特許所有者の権利を取得する権利を有する。

国家基金は、キルギス特許庁によって承認された規則に従って活動する。

国家基金の財源は、共和国予算の資金、特許手数料からの控除、基金の活動により受ける集金、資金及び他の入金である。

キルギス共和国の法律に従って、国家は、優遇税制を設け、また、工業所有権の主題を活用する創作者及び経済主体に他の権利及び特権を提供する。

## 第 VIII 章 特許所有者及び創作者の権利の保護

### 第 35 条 紛争の裁判所における審理

本法の適用に関する紛争は、キルギス共和国の法律に定められた手続に従って審理される。裁判所は、その管轄権に従って次の紛争を審理する。

- (1) 工業所有権の主題の創作者権
- (2) 保護証書の付与
- (3) 特許所有者の確定
- (4) 強制ライセンスの発行
- (5) 特許所有者の保護された工業所有権の主題及び他の経済的権利を実施する排他権の侵害
- (6) 保護された工業所有権の主題の実施のためのライセンス許諾契約の締結及び施行
- (7) 先使用権
- (8) 第 10 条第 1 段落に規定された計約に従った使用者による創作者への報酬の支払
- (9) 権利保護に関する他の紛争

### 第 36 条 創作者の権利の侵害の責任

創作者権の盗用，創作者権の強制的共有，工業所有権の主題についての情報の不法開示は、キルギス共和国の法律に定める責任を負う。

## 第 IX 章 最終規定

### 第 37 条 特許手数料

工業所有権の主題の特許付与の出願、審査及び特許付与、効力保持、有効期間の延長並びに他の法的に有効な手続には手数料が徴収される。手数料を徴収する手続の一覧、支払額及び条件、並びに支払免除の理由、金額の割引又は手数料の払戻は、キルギス共和国政府によって定められる。

手数料は、出願人、特許所有者又は何れかの自然人若しくは法人によって、その合意に基づいてキルギス特許庁に納付される。

通貨並びに役務及び資料についての支払を含め、キルギス特許庁の口座へ手数料として入金されたすべての資金は、キルギス特許庁によって技術提供、自動化システムの創造及び活用、特許情報蓄積の集積、並びに職員研修及び奨励のために使用される。

### 第 38 条 工業所有権の主題の外国における特許取得

キルギス共和国で創造された工業所有権の主題についての外国への出願は、該当する出願のキルギス特許庁への出願日後 3 月の満了後に行うものとする。

キルギス特許庁は、国家秘密である情報の存在について出願の審査がキルギス特許庁の定める方法で行われた後に、必要な場合は、工業所有権の主題の外国における特許を前記の期間より早く認めることができる。

本条に定める規定に違反して、キルギス共和国で創造された工業所有権の主題についての外国又は国際機関への出願がなされた場合は、当該工業所有権の主題の保護証書は、キルギス共和国では与えられない。

### 第 39 条 外国の自然人及び法人の権利

外国の自然人及び法人は、キルギス共和国の国際協定によって又は相互主義の原則に基づいてキルギス共和国の自然人及び法人と同等の立場で、工業所有権の主題に関する本法及び他の規範的な法律に規定された権利を有する。

キルギス共和国の領域に居住する無国籍人は、本法及び他のキルギス共和国法律に別段の定めがある場合を除き、キルギス共和国の自然人及び法人と同等に工業所有権の主題の法的保護に関する本法及び他の法令に規定された権利を行使する。

### 第 40 条 国際協定

キルギス共和国の国際協定が、本法に含まれるものとは別段の規則を定める場合は、国際協定の規則が適用される。

### 第 41 条 経過規定

統一保護証書(特許)への移行に関し本法になされた変更及び追加に従って、次のとおり定められた。

(1) 発明又は意匠についてのキルギス共和国予備特許の付与出願であって、統一保護証書(特許)への移行を規定する法律の施行前になされたものについては、出願人は、実体審査付きの発明又は意匠についてのキルギス共和国特許の付与又は出願人の責任に基づく特許付与を申

請する権利を有する。ただし、適正な手数料が納付されることを条件とする。出願人が該当する措置を取らない場合は、出願は取下とみなされる。

(2) 発明及び意匠のキルギス共和国の有効な予備特許であって、出願日以後5年の期間が統一保護証書(特許)への移行を規定する法律の施行前に満了していないものについては、予備特許の所有者は、実体審査付きの発明又は意匠についてのキルギス共和国特許の付与を申請する権利を有する。この申請がない場合は、キルギス共和国予備特許は、残余期間について出願人の責任に基づくキルギス共和国特許として再登録される。

(3) 発明又は意匠についてのキルギス共和国の有効な予備特許であって、出願日以後5年の期間が統一保護証書(特許)への移行を規定する法律の施行前に満了しているものは、残余期間について出願人の責任に基づくキルギス共和国特許として再登録される。

(4) 統一保護証書(特許)への移行を規定する法律の施行前になされた実用新案についてのキルギス共和国登録証の付与出願については、実用新案のキルギス共和国特許付与の決定がなされる。ただし、すべての適正な手数料が納付されることを条件とする。

(5) 実用新案の有効なキルギス共和国登録証は、実用新案のキルギス共和国特許として再登録される。

キルギス特許庁は、上記手続の条件及び方法を決定する。

#### **第42条 特許法の施行**

キルギス共和国の特許法は、その公告以後に施行される。(1998年2月4日「Erkin-Too」#10-11)